

## 民謡の「戦後」

—女性・「民主化」・レクリエーション—

Reorganization and Alteration of Folk Song After World War II

- 一 はじめに — 「労作歌」としての民謡というイデオロギー
- 二 レクリエーションとしての「民謡」
  - 1 戦後復興と民謡の活性化
  - 2 公民館活動と「民謡」
  - 3 「民謡」と「民主化」の政治力学
- 三 「民謡」の波及と身体への力学
  - 1 山北での「民謡」の波及動向
  - 2 「民主主義」の身体化
  - 3 体操としての「民謡」と身体の「解放」
- 四 「民謡」と性差の固定化の回路
  - 1 レクリエーションにおける性差
  - 2 「芸事」としての踊りとの差異
  - 3 性別役割規範の意識化への回路
- 五 最後に

### 一 はじめに — 「労作歌」としての民謡というイデオロギー

民謡の基本的性格を「労作歌」とする見解は、広く共有されたものだといっている。だが、後述するようにその背後には超歴史的なある種の

矢野 敬一  
YANO Keiichi  
(平成十年十月五日受理)

イデオロギーがあり、民謡を近現代という動態のもとに把握することを困難にさせてきた。本稿では「労作歌」としてではなく、レクリエーションとしての民謡について論じる。実際問題として「労作歌」を成立させてきたような生業形態は、現在、ほとんど見られない。民謡はレクリエーションの一種として受容されているというのが、現状というべきであろう。注意すべきはこのレクリエーションとは、たんなる娯楽といった意味合いを越えて、戦後という特定の時代に「問題」として認識されるに至った概念であるということだ。それゆえ本稿では、超歴史的な視点から民謡を論じるのではなく、戦後という時点に時代範囲を限定し、レクリエーションとしての民謡が置かれてきた社会的な布置を論じるという立場をとる。さらにいえばレクリエーションとは、身体を通じてある種の政治的な力学を作用させる場であり、その内実を検証することがここで課題となる。時代的には戦後の、とくに昭和三〇年代までを視野の中心に収めたい。ここで述べる問題系がとりわけてあらわなのがこの時代であるからだ。「民謡王国」といわれる新潟県を中心に、ここではフィー

ルドワークをもとに論を展開する。

「民謡」という言葉自体が一般化したのは、意外に新しく、第二次世界大戦後のことである。それまでは「俚謡」という語の使用が大勢を占めていた〔竹内一九八一―一三〕。マスコミの力の波及に伴い、NHKの「素人のど自慢大会」や「民謡（踊）教室」「民謡酒場」といったような「民謡ブーム」が生まれたのも戦後のことである。同時に地方でも、地元の民謡を改めて保存・育成するための保存会を結成する動きが相次ぎ、その結果として全国的に流行した曲も相当数に上るに至ったという〔町田・浅野一九六〇四二二〕。さらに本稿で対象とする、公民館活動の一環としての民謡も、ブームの一端を担ったことに注意しておこう。

だがブームの波に乗った民謡に対して、多くの研究者は批判的だ。「民謡のもっている素朴性とか郷土性というものを喪失して、一種の流行唄に墮してしまった」と浅野健二はいう〔浅野一九六〇二二一〕。「座敷唄化、さらにステージ歌謡化して聴衆に聞かせるための民謡へと変化してしまったものには昔の生活を忍ぶよすがもなく、ましてや民俗学の研究対象とは到底なり得ない」と、断言するのは須藤豊彦だ〔須藤一九七八二四三〕。研究者が抱く「本来あるべき」民謡像と、そこからの逸脱の度合いの大きさがここでの批判の根拠となっていることは想像に難くない。

では「本来あるべき」民謡像と、そうではないものとを分かつ分水嶺は一体どこにあるのか。これは民謡研究それ自体がはらむイデオロギー性の問題として、設定されなければならない問いだ。民俗学、民俗音楽学、国文学等、民謡を対象化してきた分野に通底する極めて本質論的な民謡観として、川村清志は「民謡の『古代』的な側面の憧憬」を指摘する。それは同時に「滅びゆく民謡」というイデオロギカルな語り口と表裏一体をなす。その結果、研究者自身が「古代」的と認めた以外のほと

んどの要素が、研究からは排除されてしまう。「現在」への視点の欠落は必然の帰結とならざるをえない〔川村一九九八一―二〕。仮に「現在」へ視線を及ぼすにしても、「滅びゆく民謡」という言説を支える方向にしか、論の展開は期待できない。

本稿でフィールド・ワークの対象とした新潟県岩船郡山北町さんほくまち公民館が、昭和六〇（一九八五）年時点で調査した芸能団体一覧がある。研究者がおよそ「民謡」として一括分類しそうな分野は、しかしここでは「郷土芸能」「民踊」「民謡」という三つの異なった分野として提示されている。「郷土芸能」の内容は獅子舞、太鼓といったもので、民俗学が「民俗芸能」という枠で従来括ってきたものが該当する。問題は「民踊」と「民謡」との差異だ。ともに民謡と関わるとはいえ、前者は踊り中心、後者は歌うことに重きをなすものという区分の基準がここにはある。「芸能」というジャンルのもとに、歌と踊りとの両極に民謡が布置されているのが「民謡の現在」ということになるか。

郡司正勝は「日本人は、本来、唄う肉体、その同じ肉体が踊るもの、つまり、謡も踊も別ものとは考えていなかった」という。そのうえで現在の「民踊」はレジャーブーム、ラジオ、テレビ、レコード産業の影響につれてブーム化したもので、都会で生産され地方に及んだものとする〔郡司一九八〇四九―五二〕。歌と分離して踊りだけとなった娯楽中心の「民踊」は、郡司の考えからは本来的な民謡とは相いれないこととなる。だが現実にはレクリエーションとしての役割が、戦後の民謡の大衆化に大きく寄与したことは否定できない。郡司の言説も「古代」に多かれ少なかれ範を求めた「本来あるべき」民謡像から、現状を認識するという構図を離れるものではない。この規範とすべき像を、今少し補足すれば、それはおそらく民謡とは本来、労働という身振り結び付いた労作歌であるというものとなる。

柳田国男は「民謡は必ず是を用いるべき場合即ち目的があり、しかもそれは総括して作業と名づくべきものであった」とし「具体的な用途が外側に必ずあった」という。続けてここでの「作業」が「人間の社会的行動、即ち人と共に又人に対して、為さるるしぐさの一切を意味」するならば、民謡はすべからず作業歌となると述べる（柳田一九六九一五）。柳田の見解は、かならずしも特定の労働と民謡との結び付きとを絶対視するものではないかに読み取れる。だが柳田自身が提示した分類案は具体的に田歌、庭歌、山歌といった区分であり（柳田一九六九一八五〜一九一）、「歌う場所と仕事の内容・目的のちがいによ」るものとして受け止められる性格のものであった。「労作歌こそ民俗学でいうところの『民謡』の中心を成す」という認識（須藤一九七八二四〇）は、そこからもうわずかである。そして労作歌を民謡の本質とする認識は、幅広く共有されて現在にまで至っているといっても過言ではない（浅野一九六〇、赤松一九九四）<sup>44</sup>。「古代」的かどうか、という指標の下位区分として、労作に根差しているかどうか「本来」の民謡とそれ以外とを選別／排除する指標としてここで位置付けられているのだ。「民謡」と「民踊」とに両極化した現在の民謡の占める場所は、ここにはあろうはずもない。

マス・メディアの波及によって「かつての土くれの歌が、今日はステージ民謡に変貌する」状況の中、「いまこそ土の歌から舞台の歌へ、ムラの歌からクニの歌への変遷の過程をつぶさに現地に当たって調査する必要がある」という提言（三隅一九八〇三二）は、「民謡の現在」へと迫る一つの突破口を示すものとして受け止めなければなるまい。この提言の後発表された、ステージ化した民俗芸能大会を論じた笹原亮二の仕事（笹原一九九三）、また「本来」の民謡の面影を色濃く宿すとされてきた南島での民謡を対象として、そのステージ化について分析した中原

ゆかり（中原一九九七）等の仕事は、「古代」的な側面への追求という呪縛から民謡研究を解き放とうという問題認識に根差したものとわねばならない。と同時に、民謡の本質を労作歌とするイデオロギーからの脱却も、ここで必要となってくるはずだ。

すでに述べたように、「民謡」と「民踊」とに分かれた現在の民謡の背景として、郡司が指摘したようなマス・メディアの影響、レジャー・ブームといった事態がある。民謡と労働との関係をここに見いだすことは非現実的であろう。だがそれが「民謡の現在」であるならば、それ自体を対象化する試みがなされてしかるべきなのではないのか。大衆化した戦後の民謡を、労作歌としてではなく、「娯楽」「レクリエーション」として位置づけ、論じることには本稿の意図はある。

であるならば、あらためて民謡とは何かという点が問われてこざるをえない。周知のように柳田国男が自ら民謡の定義としたのは、「作者の無い歌、搜しても作者のわかる筈の無い歌」（柳田一九六九 a 八）あるいは「平民の自ら作り、自ら歌って居る」（柳田一九六九 b 二五二）歌というものであった。この定義は、定義というよりは目安に過ぎず、研究の規準とすることは困難という批判があるもの（桜井一九八〇九四）、現在、多くの民謡研究者に共有されたものとみてさしつかえあるまい。そのうえで提示されたいくつかの民謡分類案には、民謡を多かれ少なかれ「広義」と「狭義」とに区分し、研究対象を後者に限定する傾向が強い。たとえば浅野健二は広義の民謡を郷土民謡とわらべ歌、流行歌とに三分する。郷土民謡は自然民謡と創作民謡とに下位区分され、さらに創作民謡は一定の土地に限られるか否かで狭義と広義とに二分される。そのうち学問の対象となるのは自然民謡と、狭義の創作民謡の一部のみだと、浅野はいう（浅野一九六〇五七）。

だがすでに述べたようにこうした分類自体が特定のイデオロギー性を

はらんでいことに注意しておきたい。浅野は同書で民謡の属性として自然性、歌謡性、社会性、素朴性、郷土性という五つを列挙するが〔浅野一九六〇四一〜四三〕、その根底に先に引用した川村の指摘、すなわち「古代」的な側面への憧憬を読み取ることは容易だ。さらに「牧歌的な一次産業」での労働イメージもそこに重なる。こうした民謡の困い込みが、近現代の動態に位置づけられるべき現在の民謡像に対する遮眼帯と化すことは言をまたない。それゆえ民謡を広義、狭義とに分類、定義する従来の姿勢を、あえてここでは避けることにしたい。「レクリエーションとしての民謡」という本稿での視点は、こうした脈絡のもとに位置づけられる。そのうえでここでは「民謡」と「民踊」という二極化した民謡の中でも、レクリエーションとしての意義が行政サイド等によって強調され、活況を呈した後者に焦点をあてて、戦後における民謡の社会的布置について論じることとする。

本稿では「民謡王国」として知られる新潟県を調査対象とし、あわせてより小さな領域として岩船郡山北町さんぼくまちを選択した。山北町は新潟県の最北端に位置し、総面積二八三・九平方キロメートルの町である。日本海に面した海岸線は二六キロメートルにも達するが、町の総面積の九三・三パーセントを林地が占めている。昭和三〇（一九五五）年に大川谷村、八幡村他、合計五つの村が合併して山北村が成立した。だがそれ以前からこの五か村全体が「山北郷」あるいは「葡萄酒山北」と総称され、一つのまとまりある領域として認識されてきた。日本海に注ぐ葡萄酒川、勝木川、大川等の流域と海岸沿いに集落が点在する。集落の広がりには海岸部から山間部まで奥に二〇キロメートルにまで延び、標高差のために積雪量など、自然条件の差も大きい。平成一〇（一九九八）年七月末の時点で、二五七八世帯、人口八六一六人を数える。やや古いデータとなるが、産業別就業者数の比率は、平成二（一九九〇）年の場合、第一次産業従

事者が二三・六、第二次産業が四〇・四、第三次産業で三六・〇パーセントという数字を示す<sup>8)</sup>。

## 二 レクリエーションとしての「民踊」

### （一）戦後復興と民謡の活性化

相川音頭や佐渡おけさの保存、普及を図る立浪会が創立され、新潟市の花柳界から上京した小唄勝太郎の吹き込んだ新潟民謡のレコードが一世を風靡するといったように、活況を呈していた戦前の新潟の民謡は、戦後、どのような歩みをたどったのだろうか。新潟県民謡協会の『新潟県民謡誌』の見出しを追うと、県全体での動向の輪郭がおおよそ、把握できる。昭和三〇年代までの概況は、見出しでは以下のとおりだ〔新潟県民謡協会一九九一三七〜五〇〕。

「戦後復興と公民館活動」「民謡団体続々誕生」「NHKのど自慢」「NHKラジオ民謡学校」「民謡コンクール大盛況」「新潟県民謡協会の誕生」「テレビ時代到来」「第2回新潟県民謡協会発表大会」「BSNテレビ『越後おどり』」

見出しを見る限りでも、戦後、マス・メディアが民謡の活性化に大きな力を及ぼしたことが読み取れる。だが、注意したいのはそれだけではなく、戦後間もない段階で果たした公民館の役割の大きさだ。娯楽の少ない当時、さまざまな公民館活動の中でも、身近で安上がりな民謡はとりわけ人気を集め、エネルギーの発散につながった。参加者の顔触れが定着するにつれ、会に名前をつけ、揃いの衣装で各市町村や公民館の各種行事、演芸会などへ参加するようになり、民謡団体が続々と発足するようになったと『新潟県民謡誌』は記す〔新潟県民謡協会一九九一三七〕。戦後の新潟県民謡の出発点は公民館活動にあり、さらにそれが必

ずしも「行政の押し付け」ではなかったことにここで注意しておきたい。

戦後、各種民謡団体がどの時点で設立されたのか、その経年推移を新潟県民謡協会あるいは新潟市民謡連盟に加入している団体の設立年から推し量りたい。データは、『新潟県民謡誌』の末尾に挙げられている、平成三（一九九一）年時点での新潟県民謡協会加入団体九二、および『新潟市民謡連盟三十年のあゆみ』にある加入団体八三、合計一七五団体を対象とした。両者に重複して加盟する団体が八団体あるので、その分、差し引き、結局一六七団体が総計となる。なお『新潟市民謡連盟三十年のあゆみ』の刊行年は昭和六〇（一九八五）年なので、動向は戦後、昭和二〇年代から五〇年代までの間のものとした。この間、一〇年刻みで設立時点を区切ってみた、その間の設立団体数は以下のとおり。なお戦前に設立された団体が七、昭和六〇年以降のものが九、設立年次不明が二団体、あったが、総計しても全体の一割程度に過ぎない。

昭和20年代：二〇　30年代：四三　40年代：五〇  
50年代：三六

発足した時点が年次を遡るにつれ、途中で解散、あるいは自然消滅した団体の比率は当然、高まるものと思われる。そうした事情を勘案しても、昭和三〇年代に入ってから一気に民謡団体が増加する傾向が、ここからは読み取れるだろう。ちなみに新潟県民謡協会が誕生したのは昭和三一（一九五六）年のことであった。

## （2）公民館活動と「民踊」

では戦後、新潟県での民謡が活況を呈する出発点となった、公民館活動での民謡普及の様相はどのようなものであったのか。まず、新潟県の公民館の設置状況を昭和二五（一九五〇）年八月時点でみておきたい。当時の県内市町村数は合計三八七。このうち、公民館が設置されている

のは三七八と、九七パーセント以上にも上っている。加えて一つの町あたりの分館数は平均して二・六館にも達した。建物は独立したものが県内全体で二三五、役場や学校に併設されたものが八九四館で、公民館の二割が独立した施設を持っていることになる。各市町村の教育費に対する公民館費の比率は、平均で六・九パーセント（新潟県教育庁社会教育課一九五〇六）。ちなみに同年一月時点での全国市町村の公民館設置率は五七パーセントに過ぎない（小林一九八六二三）。新潟県での公民館設置促進にはアメリカ軍政部の働きかけも大きく、県社会教育課の積極的な奨励が行われ、ついに昭和二七（一九五二）年には県内全市町村の設置をみるに至る。この時点で百パーセントの設置率に達していたのは、他には福島、石川、佐賀、宮崎県だけであった（新潟県教育百

年史編さん委員会一九七六三六〇）。

公民館の高い普及率を背景として、民謡は社会教育の一環としてどのように位置づけられていたのだろうか。昭和二五（一九五〇）年、新潟県教育庁社会教育課になる『社会教育資料第四集』は、全体を「成人教育」「文化施設教育」「社会体育」「視聴覚教育」の四部門に分けて構成する。ここで民謡は「社会体育」の「七、レクリエーション種目の解説」の一項「郷土民踊」として、枠組みを与えられている（新潟県教育庁社会教育課一九五〇）。また昭和二八（一九五三）年刊、『郷土民踊の手びき』の冒頭では、「レクリエーション運動の振興と共に郷土民謡に対する関心が高まり、特に新潟県民として、是非共この優れた郷土の民踊を正しく理解したいという要望が強くな」ったと、この解説書を作成した経緯について触れている（新潟県社会体育指導者連盟一九五三）。編者が新潟県社会体育指導者連盟であることからもうかがえるように、戦後の民謡は社会教育の文脈では、「レクリエーション」活動の一環としてとりあげられ、「社会体育」としての性格を付与されることとなっ

た。民謡は唄と踊りという二つに分割され、後者は新たにその表記も「民踊」として一般化されることとなる。

この『社会体育資料』で「社会体育」は「体育になり得るようなレクリエーション」であり、その援助、指導によって「一人一人の幸福を増すと共に、ひいては社会の幸福を増そうとするもの」と規定されている。その一環としての「郷土民踊」は「それぞれの郷土の特色を表し、古い歴史と伝統をもち、捨てがたい情緒であ」と、一面では伝統性が強調される。だが本書の「越佐小唄」振り付け解説にある「内容」を見ると、「県民の誰でも楽しく出来ること」「県民の情操陶冶と身体機能の向上を図ること」「県民のレクリエーションであること」等、およそ民謡という言葉から連想される「伝統性」「芸術性」といった特質とは異質な言葉が並ぶ（新潟県教育庁社会教育課一九五〇一〜一八）。ここで第一義におかれているのは、あくまでもレクリエーションとしての身体への働きかけという問題である<sup>8)</sup>。

文部省の『社会体育指導要項』では、公民館の重要な任務の一つとして、体育とレクリエーションの振興をあげる。そのために各種の施設用具を整え、講習会、講演会その他の行事を行って普及および宣伝をし、公民館が常に「市町村体育とレクリエーションの実行機関」としての役割を果たすよう、要請している（文部省一九五一四）。「民踊」はこうした意向に沿う形で、公民館活動の一環として大きくとりあげられ、戦後の民謡の活性化の一端を担うこととなった。

「民踊」という語は「民衆舞踊或いは民俗舞踊、民族舞踊を短く閑却した言葉と一般に云われていように、一般大衆の踊りの総称である」（藤本一九五八九）という理解は、社会教育関係者に標準的なものとみてよい。「民踊」は世界各国の民族舞踊すなわちフォークダンスの訳語でもあり、その点でこの語は「郷土」、あるいは「日本」という範

域と、それを意識化させる世界の国々との対比関係を前提としたものということになるか。実際、レクリエーションの解説書は、日本の踊りとして「民踊」を紹介すると同時に、他国の多様なフォークダンスに触れるという構成をとるのが一般的だ。その意味で「民踊」とは一般大衆の踊りの総称として、古代から現代に至る超歴史的に存在したものは、けっしてない。戦後の社会教育、あるいはレクリエーションという脈絡のもとに、「民踊」として、戦前までとは異なった新たな形でここに布置されるに至ったものと理解しなければならない。

### (3) 「民踊」と「民主化」の政治力学

アメリカで誕生したレクリエーション運動を範として、戦前の日本でも余暇を利用して体力や精神力の向上を図る「厚生運動」が提唱され、総動員体制のもと昭和二三（一九三八）年には厚生省が設立された。レクリエーション運動は一九三〇年代の不況期の社会不安に対処する社会政策の一環として波及し、ドイツやイタリアでは国民のエネルギーを集させる手段として積極的にとりあげられた。戦前の日本の動きもこれと呼応したものだ。一方、「レクリエーション」という言葉そのものが一般化したのは戦後、アメリカ軍が占領政策の一環としてレクリエーション活動を奨励してからのこととなる（藪田一九九四九七、一〇三）。レクリエーションはたんなる気分転換や体力向上といった意味を越えて、ある種の政治的な力学のもとに位置づけられた活動とみななければならぬ。

文部省の『青年の体育・レクリエーションの手引』は、当時のレクリエーションの社会的な布置を端的に示す。そこでは「封建社会や全体主義社会」と「民主主義社会」とに対比された政治的構図が提示され、前者では上の階級のものへの奉仕が生活の中心となり、レクリエーション

は犠牲にされるとする。他方、後者では個人の尊厳と自由が貴ばれ、真のレクリエーションが育ち、繁栄する基盤が見いだされるといふ。「わが国が民主主義社会の確立を目指し、これにもとづいた文化国家を建設しようとするとき、レクリエーション運動もまたそれに平行して発展してゆくべき性質をもつものである」といふ言葉〔文部省一九五三・一六〇〕は、レクリエーションが戦後の「民主主義」といふ政治的力学のもとに布置されていることを明白に示すものだ。

では、政治的理念である「民主主義」と、一見、政治とは異なつた次元にあるかに見えるレクリエーションとは、どのように切り結ばれるのであろうか。文部省社会教育局が編集した『社会教育の方法』では「社会体育・レクリエーションの重要性」といふ項を設け、その目標の一つとして「身体活動を通して民主的生活態度を育てる」といふ点をあげる〔文部省社会教育局一九五四・二二一〕。「民主主義」とはたんに政治的理念であるだけではなく、同時に「生活態度」として身体化されるべきものであり、そうした身体を構築する役割を果たすのがレクリエーションであるといふ論理構成をここに見て取るのは容易だ。身体を媒介として、レクリエーションは政治の次元へと接合されるということになるか。あるいは政治が身体化されると換言することも可能だ。

こうした論理構成は、たとえば「民踊」ではいかなる形で具体化されているのか、ひとつ、例を挙げたい。日本フォークダンス協会の藤本祐次郎は、その著作で民踊およびフォークダンスの効果について簡条書きで列挙している。藤本の見解は、その立場から当時、「民踊」を通じてどのような社会的効果を発揮することが求められていたのか、端的に証言するものとなっている。ここでの問題関心から重要なものを、文中の言葉から引用すれば、以下のようになる〔藤本一九五八・三二一～三三三〕。

一、過去の社会における憂鬱的観念をなくし、明るく伸々とした機会をもっている。

二、封建的男女不平等の観念をなくし、視野の広い社会成員を築きあげる場面をもっている。

三、男女、年令、身分を問わず集うもの相互の和親、協力的態度を自然に身につけるようになっていく。

四、民謡やフォークダンスは踊りのシステムが単純であるため、老若男女を問わず手近に体験できる。

踊りの場面での伴奏音楽は、「リズムが明るく軽快で優美」であり、メロディも覚えやすく親しみがもてる。そうした場面自体が「明るく伸々とした機会」となり、それと相反する「過去の社会における憂うつ的観念」の払拭へとつながる。「民主社会」と「封建社会」とが、明朗さと憂鬱といった形で理性、あるいは観念性とは異なつた、感覚的、情緒的な次元で対比されていることに注意しておきたい。民主主義とは一つの生活態度であるばかりでなく、同時にある種の雰囲気とでもいふべきものとしてここでは受け止められるのだ。それを実際に立ち上げ、実感させるのがいふまでもなく踊りの機会ということになる。

たとえばフォークダンスでは参加者相互がペアを組み、踊りには互いを統括する一定のルールが規則化され、さらにそこでは踊り手の年令や地位は不問に付される。社会的なヒエラルキーを平準化し、「平等」な立場に一律化するのが踊りの場面だ。「民踊」もペアを組むことこそないにせよ、事情はほぼ同様だ。ここでは「封建的」ヒエラルキーにかわり、踊るといふ行為が身分の上下関係を問わない「民主的」な「相互の和親、協力的態度」といふ社交性を身体化する契機として作用するよう、期待される<sup>9)</sup>。

そうした「平等性」を一方で保証するのが、「単純」な踊りのシステム

ムだ。高度に技能化された踊りは、その参加層を自ずと限定されたものにせざるえない。踊りが平易であるために、その参加は特定層に絞られるのではなく、年齢、性別を問わず、広く開かれた平等なものとなる。こうした開放性が、踊りの指向する「民主性」を支える基本的な前提をなすといつていい。それは木村直恵の言葉を借りれば「行為すること自体の平等性に基づいて均等に配分される政治性」(木村 一九九八七八)ということになるか。

戦後、社会教育の主要な柱として位置づけられた公民館活動には、社会体育、レクリエーションの振興が重要な任務の一つとして課せられた。踊りとしての民謡はレクリエーション活動として注目され、民謡全体の波及の推進力となった。それは民謡が「民踊」として新たに社会的に布置されたことを意味する。具体的にいうと、「民踊」を通じて身体的に「民主化」という方向に構築することが目指されたことだ。「民踊」あるいはフォークダンスの場面は、伴奏音楽や舞台装置を通して「民主主義」を感覚的に強く訴え、生理的次元に働きかけるものとして、まず位置付けられるであろう。そのうえで、踊りへの参加形態と資格とが「平等性」の原理に裏打ちされて、それまでの「封建的」とは異なった「民主的」な身体性の構築がここで実践されることとなる。

戦後、「民主主義」という言葉はあらゆる場面に拡散してゆく。新たな時代を象徴するものとして、この言葉はある種の晴れがましさと輝き、解放感を伴い、一つの時代の雰囲気を持ち上げていった。「民踊」をめぐる言説にも、事あるごとに「民主主義」が持ち出されていたのはすくなく見たとおりだ。

民主主義とは理念であり、政治体制である以上、ここで示したような生活態度あるいは雰囲気の問題として論じることにはなじまない、という見方もあろう。資料として用いた文部省他官公庁の刊行物は、その立

場、内容的に当時の民主主義政策に建前としてでも歩調を合わせざるをえなかった、という事情も勘案しなければなるまい。だが、ここでは正当な民主主義とは何かといった境界線の画定それ自体を問題としたいのではない、また本音と建前といった区分を明らかにすることに関心があるわけでもない。そうではなく、「民主主義」が社会のさまざまな場面に流布して醸成したある種の解放感に満ちた雰囲気とでもいべきもの、そのものを「民踊」を通じてすくいあげることには主眼を置きたいのだ。

次章では、このレクリエーションの政治学ともいべき「民踊」の広がりを、県内岩船郡山北町という、より微視的な次元から検証することにした。

### 三 「民踊」の波及と身体への力学

#### (1) 山北での「民踊」の波及動向

昭和三〇(一九五五)年に合併、成立した山北村<sup>6)</sup>の公民館の設置状況は、昭和三九年度『山北村公民館概況』によれば、こうである。まず役場所在地の府屋には村公民館が設置され、次いで合併前の旧五か村それぞれに支館があり、さらに各集落を単位として分館が合計三四設けられるといったように、総計で四〇もの公民館が当時、一万四千人ほどの村民を組織化していた。山北では村公民館を頂点に、個々の集落に及ぶまでこまやかな公民館のネットワークが組織されていたということになるか。

昭和三二(一九五七)年に文部省は「地方スポーツの振興について」の通牒を発し、体育指導委員の設置を奨励したが、新潟ではそれ以前から、社会体育指導員の配置が各市町村に要請されていた。山北村合併前



の昭和二五（一九五〇）年時点で、旧村の一つ、八幡村でも青年団から指導員が選出され、主に「民踊」とフォークダンスを種目として、青年団、婦人会などへの指導を行っていたという。物資に窮乏していたこの当時、参加者に取り立てて用具を要求しない手軽さが、「民踊」とフォークダンスの人気の理由の一つでもあった。レコードプレイヤーを備えてある小学校が会場となることが多く、指導員は要請があるとレコードを自転車の荷台に積み込み、各集落へと向かった。

山北村として合併した後も、「民踊」の普及を図る姿勢は続いた。昭和三一（一九五六）年の『山北村公民館報』第四号（以下、『館報』と略記）は「若き指導員を委嘱し民謡の普及指導を計画」という見出しのもと、教育委員会と公民館が社会体育推進委員を、男性二名、女性一名の都合三名、委嘱したことを伝える。その任にあたったのは、やはりこ

こでも青年団の構成員であった。<sup>40</sup>  
 とはいえその活動は当初、必ずしも順調ではなかったのが実情だ。山北村教育委員会に勤務し、公民館主事を昭和三八（一九六三）年まで務めていた菅原忠年は、『館報』で社会体育への無理解という現実にはしばしば触れている。たとえば第三号では「とんだり、はねたりすることなど子供のやることであって大人のやることではない」「毎日働いている者にとっては、働くことだけで充分であり、それ以外に体育の必要はない」という観念が根強いことを指摘する。こうした傾向は山北だけに限ったものではない。『青年の体育・レクリエーション指導の手引』でも「わが国ではとかくレクリエーションとは遊びであるという考え方が社会一般に強」く、「特に農村においてはこの考え方が深い」とする（文部省一九五三・三六）。いずれにせよ、当時、レクリエーションが一面でどのように受け止められていたかを、端的に示すものであることはま

しかしその後、次第に「民踊」が市民権を得るようになってきたのも確かである。昭和三一（一九五七）年の『館報』第二〇号では「近頃山北村でも舞踊の講習会や同好会の催しが、あちこちで持たれ出席者も多く心から楽しんで参加するような機運になってきた」と記す。「民踊」を楽しみ、かつ披露する機会も、村民体育大会や敬老会など、徐々に広がりを見せてゆく。同じく『館報』の第一四号は「舞踊大会をとり入れた村民体育大会」と題し、旧黒川俣村、黒川俣地区の体育大会の様子を伝える。この昭和三一（一九五六）年の大会では新たな試みとして、昼食後、午後の競技開始までの一時間を豊年祭りを兼ねた舞踊大会にあてることとした。結果は「ネエちゃん連、カアちゃん連、大いに張切りレクリエーションとしての運動会の気分はここに最高潮に達した」と、「関係者一同、手をうって喜びあ」う成功を収めるほどのものとなる。昭和三〇年代の「民踊」の盛況ぶりは、たとえば小学校の体育館での練習の際、踊りの輪が二重、三重となるほどの人を集めたという当時の菅原公民館主事の回想からも、充分にうかがい知ることが可能だ。

当初三名だった社会体育推進委員の人数も、それに合わせるかのよう

に増員され、たとえば昭和三六年度では一〇名を数えるようになった。

山北町役場に所蔵されている行政文書のうち、断片的に残されている社会体育関係の綴りからは、昭和三〇年代の動向の一端が読み取れる。指導委員の年間の活動は、一例を挙げると昭和三九（一九六四）年度の場

合、以下のようなものとなった。

五月五日 第一回委員会

五月三〇日 体育指導委員研修会

九月一日 民踊・フォークダンス講習会

一〇月一七、八日 研修旅行

十一月一日 ゲートボール大会および民踊講習会

一二月月一五日 民踊講習会

一二月五、六日 社会体育実技研修会

二月二〇、一日 二市二郡体育指導委員研修会

委員会としての研修会が年に三回、一般村民を対象とした講習会が三回というのが、主な通年の活動内容ということになるか。その前後の年度の場合もほぼ同様で、ハイキングへの理解を図る「野外活動指導者講習会」等が、場合によっては付け加わることもある。むろんこれだけではなく、各旧村あるいは集落単位の婦人会、青年団などで要請があれば、個々の指導委員が随時、指導にあたったという。各講習会の名目からうかがえるように、「民踊」は社会体育・レクリエーションの中核をなす種目として位置づけられていた。それだけ受容する側にも強い要望があったということになる。

「民踊」を受け入れた層は主に青年団員および婦人会会員であった。とりわけ後者は年を追うにつれて層の厚みを増し、「民踊」の担い手の中心となつてゆく。一例として山北の集落の一つ、中継の婦人学級の昭和三九（一九六四）年度の学習計画を見ると、「民踊」が活動の欠かせぬ一環となつていることが一目瞭然だ。農繁期の四、五月と一〇月を除いた毎月々の学習題目のうち、三月以外の月には必ず「民踊」が組み込まれた内容となつているのである。月々の学習時間は最低で三時間、多い月では一三時間に達する。そのうち少なくとも一時間は民踊の時間となるよう、計画は組み立てられている。たとえば八月には「婦人としての社会の動きのとらえ方」に三時間、「民踊」に一時間が割かれ、九月には「体位向上のための料理の作り方」に八時間、「民踊」に三時間、翌年二月には「社会変容と子どもの進学進路」に三時間、「子どもの性格について」に二時間、「民踊」に二時間、割り振られるといった具合だ。日常の知識、社会問題、教育問題への取り組みとあわせ、「民踊」

はレクリエーションとして既婚の婦人層の活動に深く浸透したものとなっていることが、ここから容易に見て取れるはずだ。

## (2) 「民主主義」の身体化

「民踊」を含め、社会体育に関与する行政サイドの対応は、県段階では新潟県庁の社会教育課が当たる。山北の場合、県庁下越出張所の社会教育主事が実務を担当し、さらに郡市単位で男女一名ずつ任命された社会体育振興員も指導の任を務めた。佐藤貞正は昭和二四（一九五九）年に県庁社会教育課に勤務し、昭和三〇（一九五五）年から一〇年間、下越出張所で社会教育主事の任に当たり、山北へも講師としてしばしば招請されている。佐藤によれば「民踊」振興の背景として、経済的にも恵まれず、封建色が払拭しきれない当時の時代状況のもとで、「民主化」という掛け声とともに、生活改善や住民の親睦融和が求められていたという点を挙げる。

新たに参政権を得た女性の間には、しきたりに囚われずに前向きに自分たちを高め、家庭を豊かにしようという気運が盛り上がり、青年層の間にも父親世代の考えや社会の仕組みに対する批判的な気持ちは高まるようになってきた。他方、父親世代は従来のにぎやりにがんじがらめで、なかなか抜け出す糸口も見いだせない。その結果、社会教育では直接働きかけをなすことが困難な父親世代ではなく、新たな機運を求める婦人層および青年層を主たるターゲットとした、と佐藤はいう。そこでは「民踊」やフォークダンスは、婦人や青年達が楽しく集まり、相互の親睦を深めるのに欠かせないレクリエーションとして位置づけられていた。「民踊」を通じて、「封建色」にとらわれず、なごやかで平等な雰囲気醸成されることが求められ、さらに相互の協力的態度が可能となるような、「民主主義」の身体化がここで期待されていたといえようか。

とはいえ、踊りの場それ自体が「民主化」のある局面を体现するにせよ、参加者の層が広く開かれたものでなければ、その「民主」性も限定されたものにならざるをえない。佐藤によれば、実際問題として婦人会、青年団の催しに率先して参加できたのは、経済的にも上層で、仕事のうえでも時間的都合をつけやすい立場にある者だったという。逆にそうした余裕がない者には、参加の機会も限られてくるということになる。

だが他方で、婦人会や青年団は地域社会に根差したものであるとして受け止められており、その集いの場へ参加するにも、家族に対して比較的、気がねなく行えたのも事実である。先に例とした中継婦人学級の参加者をも名簿から見ると、六二名の参加者のうち、最年少者は二二歳、最年長は四六歳までの幅の年齢層で構成される。今少し細かくいえば、二〇代が一二名、三〇代が三〇名、四〇代が二〇名となっており、参加者の大半が姑ではなく嫁の世代にあたるかと判断されよう。

山北では嫁世代を含めて既婚成人女性が定期的に集う機会、講集團等を含め、従来、ほとんどなかったのが実情であった。念仏を唱える念仏講、地藏講への参加は老年期に入って姑となつてからのこととなる。婦人会、婦人学級は、既婚の女性という条件を満たせば参加資格がおのずと得られるという意味で、地位や身分を問わない、開かれた社会的関係性の広がりや女性に約束するものであった。ちなみに昭和三四（一九五九）年度の場合、山北村の所在する岩船郡の七市町村のうち、一つを除いたすべてに婦人学級が設置され、その学級生数は二三五一人に及んだ〔新潟県公民館誌編集委員会 一九六一 四一三〕<sup>40</sup>。

踊り手に特定の年齢、地位を要求せず、踊り手が「平等」な立場に一律化される「民踊」は、その意味で婦人会、婦人学級の活動にふさわしいレクリエーションであったことは間違いない。身体を通して「民主主義」を具体化する営みとして、「民踊」は受容されたということになる

うか。

### (3) 体操としての「民踊」と身体の「解放」

ただしそれだけではない。「民踊」は行政サイドの意図とは異なった形で、身体を「解放」する機会として受け止められていたことも看過しえない。「民踊」を踊ったことがある人に当時の回想を聞くと、「民踊」自体の物珍しさと同時に、「体操」としての楽しみが大きかったという声が多く上がる。苛酷な農作業に従事していれば、自然、手の先や腰に無理がくる、しかし踊りを通じて全身を動かすと体にも張りが蘇ってくる、というのだ。こうした認識は地元で踊りを教える側にも共通する。たとえば山北村で最初の社会体育推進委員を委嘱された一人でもある本間祥子によれば、「民踊」は健康を考え、姿勢をよくして体操を教えるような心積もりで指導にあたったという。

戦後、農村医学への関心が高まり、昭和二七（一九五二）年には第一回日本農村医学会が長野県で開かれる。その開拓者の一人、若月俊一の提示する「農村医学的テーマの鳥瞰図」をみると、社会的病因の一つとして「農作業の過労」が指摘され、対応する「生活改善」として農業技術の改善、機械化、農民体操が示される。実際、若月が病院長を務める長野県佐久病院が所在する八千穂村では、健康管理の一環として農民体操が実施された〔若月 一九七一 一一二、一七一〕。農民の身体が、労働という脈絡のなかで改めて医学の視線の対象となったのが、この時代であった。

農政でも昭和二〇年代、三〇年代には、農民の過重労働がしばしば問題とされた。山北の農業労働従事者でとりわけ特徴的なのは、女性が農作業の担い手として前面に出てこざるを得ないという点だ。山北での農業の基幹労働力を男女比を取って推移をみると、昭和三〇（一九五五）

年では男性と女性とが四五・〇対五五・〇、三五（一九六〇）年では二四・九対七五・一と、女性が農作業の主たる担い手へと急速に移行していることが判然とする。これは男性の出稼ぎによる流出と表裏一体をなすものだが、それだけ女性に作業のしわ寄せがくることを意味する。定期的にはやや下るが、昭和四三（一九六八）年の「農家の意向調査」のアンケートの一項、「稲作の技術改良について」では「増収よりも労力をかけないような作り方をしたい」を選択肢として答えた比率が、四二パーセントと一番多い（山北地区農業改良普及所一九六九、一四）。

回答者の四分の三が女性であることを鑑みると、この答えから透かし見えるのは女性の身体へ課せられた負荷の大きさということになるのか。だがこと「民踊」に関していえば、「農民体操」としての性格が意識的に付与された形跡はない。新潟県庁で社会教育主事の任にあたった佐藤貞正も、過重な労働への対応策の一環として「民踊」があったこととはなし、厚生行政との関連を否定する。「民踊」は社会体育として位置付けられていたとはいえ、農民の身体的疲労への対処を直截に目指したのではない、ということになる。

にもかかわらず踊りの実践の場では、県段階でのねらいとは異なった受け止め方が一方ではされていたのも事実だ。それは踊りの講習を受ける側や末端の町村の社会体育推進委員だけに限らない。県庁次元での指導と各市町村との中間に位置する、郡市単位での社会体育振興員も同様である。その一人、鈴木敏夫は岩船郡の中心、村上市の社会教育課に昭和三〇（一九五五）年から三九（一九六四）年まで所属し、郡内全体を対象として社会体育の振興、指導にあたった。鈴木は「民踊」の指導の目的について、ようやく戦後の混乱から免れるようになった昭和三〇年代、住民の融和を図るという点をまず、挙げる。同時に激しい労働に従事せざるをえないにもかかわらず、栄養も不足しがちな当時、存分に手足を

伸ばして体を動かし、心にゆとりをもつということも「民踊」振興の重要な目的の一つだったという。農作業の多くがかがむ姿勢に根差し、それゆえ腰の曲がった老人が多く、「民踊」を通じて体をほぐし、矯正するということに意義があったというのだ。

「民踊」に限らず、社会体育、レクリエーションに対して、毎日の労働以外に体育の必要はないという観念が根強くあったことに前章で触れた。「仕事における身体は、適応を激しく迫られるが、適応されてしまふと、それは忘れ去られる」という三橋修の指摘（三橋一九八二、五）は、このような観念の背景にはなにかがあるか、端的に説き明かす。『山北村公民館報』第三号（昭和三〇）で公民館主事菅原忠年は、労働は一定の動作の繰り返しであって体育とは異なり、均整のとれない偏りのある体を作りやすいと社会体育の意義を唱える一文を記している。三橋の説を敷衍していえば、社会体育、レクリエーションは激しい農作業に適応して忘れ去られた身体に、改めて視線を投げかけ、新たな編成を試みる実践として社会的に布置されたということになるか。自明視されていた従来の農作業を対象化し、そこからの「解放」を目指す身体的実践として「民踊」は位置付けねばなるまい。「体操」としての楽しみという枠組みで把握されるその経験は、こうした脈絡のもとで読み解きうるはずだ。

山北では戦後、「民踊」の普及は社会教育の一環として推進され、青年団、婦人会が主たる担い手となり、とくに婦人会や婦人学級での活動には欠かせないものとなってゆく。踊りの場を通じて参加者相互の開かれた社会的関係性が構築され、「封建的」ではない「平等」で「民主的」な姿勢の育成が目指される。同時に国や県の行政サイドが意図することのなかった、過重な労働からの「解放」を目指す実践、具体的には「体操」として受け手の側、さらにより地元に近い行政サイドに受容される

に至った。音楽やときとして華やいだ装飾を背景とする踊りという身体行為は、その性格からして理性、思想といった意識の次元に作用するというより、感覚的、情緒的な側面に対して働きかける度合いが強い。踊りを通じて「民主主義」を身体化する指向は、たやすく日常の労働からの「解放」という脈絡へと接続してゆく。踊りの場が表出する「雰囲気としての民主主義」は、同時に身体の解放感を呼び起こすものとして受容されるに至った<sup>90</sup>。

身体には新たな視線が投げかけられ、「解放」への実践として「民踊」が受容されると同時に、さらに身体を再編成するまた別の力学がここに作用していることに注意しておきたい。それは一言でいえば性差をめぐる力学の問題である。

#### 四 「民踊」と性差の固定化の回路

##### (1) レクリエーションと性差

「民踊」の担い手はどのような層であったのか。ここで再び、目を向けたい。

体育大会と並び、山北村では公民館主催の敬老会プログラムの一環として演芸会が設けられ、「民踊」を披露する大きな機会となっていた。当初、その参加層は青年会と婦人会とに二分されていたが、次第にその比率には変化の兆しがあらわとなってゆく。町役場所蔵の「敬老会綴」の文書からその出演者の推移を見ると、「民踊」の担い手の重心が青年層から婦人層へと変化を来したことが一目瞭然だ。「佐渡おけさ」「八木節」「相川音度」といった「民謡」および「民踊」中心の出し物の出演は、それぞれ、各集落ごとの青年会あるいは婦人会にゆだねられていた。旧大川谷村を所轄範囲とする大川谷支館主催の演芸会を、昭和三七(一

九六二)年と四二(一九六七)年との五年間を取って比較すると、参加層の対照はひとときわ、目を引く。前者では総計二二の演目のうち、青年会の手になるものが一三、婦人会が九、ところが後者となると完全に逆転し、二四の演目で青年会の出演はわずかに三、婦人会が残り二二を占めるにまで至る。

青年会に所属する年齢層の嗜好が、もともと「民踊」よりはフォークダンスやスクエアダンスにあったことがその理由の一つとなる。さらに肝心の青年層自体が、義務教育修了後の地理的・社会的移動によって激減したことも看過しえない。青年団加入率の低下傾向もあって、その存続自体が問題となってくるのが昭和三〇年代後半からである<sup>91</sup>。だが今一つ、押さえておきたいのは「民踊」自体が、もともと性差に根差したレクリエーションとして、主に女性が対象となるよう、性格付けされていたことだ。女性であるか否かという性差によって参加資格の有無が決定される。婦人会組織が、「民踊」の主たる担い手となった大きな理由はここにある。それは同時に、女性の中でも既婚者の比率が高まることへと帰結することになる<sup>92</sup>。

山北村合併前に体育指導員が「民謡」指導のテキストとして使用した『郷土民謡の手引』の冒頭は、「民踊」の「優雅な線と、リズムカルな動きは最も女性にふさわしいもの」だと述べる(新潟県社会体育指導者連盟一九五三)。また新潟県社会教育課も「女子の体育は、その心身の特質と、生活環境等から考えますと特にレクリエーション的な在り方が望ましい」とし、「郷土民踊、舞踊、軽スポーツ、フォークダンス、スクエアダンス、ゲーム、自然探求」といった種目を推奨の対象とする(新潟県社会教育課一九五八一一〜一二)。日常性から離れた活動としてのスポーツと、伝統的に女性に課せられた役割とは強い対立関係にあり、それゆえに戦前ではあまり勝利にこだわらず、かつ最大限の努力をしな

い範囲内で女性のスポーツ参加が目に見られたと、江刺正吾は指摘する〔江刺一九九二一八七、一九九一〕が、事情は戦後のこの時点でも変わらない。「民踊」はこうした脈絡のもとで、女性にふさわしい種目として位置付けられるに至ったということになるか。レクリエーションとしての「民踊」の背景には、性差をめぐる力学が作用していると見なければならぬ。

## (2)「芸事」としての踊りととの差異化

「民踊」が女性一般のレクリエーションとなるには、クリアしなければならぬ大きな問題があった。それは「芸事」としての踊り、という色合いの払拭である。戦前、新潟民謡が注目を浴びたのは、新潟から上京した芸妓の勝太郎が「佐渡おけさ」を初めとして、レコードを通じて活躍したことにはよる〔倉田一九七九三五六〕。民謡には一面で、芸妓による酒宴の場でのお座敷歌といったイメージがあることは否定できない。花柳界の存在を前提として、女性を玄人と素人とに二分する男性の側の性的規範意識からいえば、この両者の境界線をあいまいに、あるいは混乱させるような事態は容認しがたい。

それゆえ「素人」が踊る「民踊」には、芸事に対して意識的に距離を置く必要が要請される。『郷土民謡の手びき』の冒頭は、新潟では全国的に見ても優れた民謡が多いにもかかわらず、「従来これらの民踊は専ら宴席等のお座敷で行われるのみで、その真価が失われ勝ちでありました」〔新潟県社会体育指導者連盟一九五三〕、と宴席での踊りが「民踊」のあるべき姿と乖離していると非難せざるをえない。一般向けに踊りを紹介する本でも「いわゆる『お座敷舞踊』に類するものは出来るだけさげ」る、という姿勢を取ることとなる〔中山一九五五凡例〕。『公民館報さんぽく』第二〇号（一九五七）では、「踊り」というと（中略）何か

不健全なものと考えている人もあるようだ。殊に中年以上の人は踊りというと直ぐに酒席を連想する。そして踊りとは乱れた不健康なものとしてしまい易い」と、舞踊に対する既成のマイナス・イメージを挙げる。そのうえで「今私共の村の人達が演じている踊りは、酒席やお座敷の踊りではない」と、芸事との間に一線が画されていることを強調する。ではそうした踊りとは、一体どのようなものなのか。それは「明るい解放された場所であり、見たり見せたりする踊りではなく自ら参加して楽しむ踊りである」ということになる。踊りの空間が「明るい解放された場所」であるという一節は、「夜間の閉ざされた」酒宴の席での踊りと対照される「健全さ」を読み手に提示する。「みんなが一緒」で「見たり見せたりする踊り」ではないという部分は、踊り手と見る側とが固定化されたお座敷芸と対照される「解放性」を表す。「民踊」についての言説は、明らかに酒宴を前提としたそれまでの踊りへの拮抗関係のもとに展開されている<sup>8)</sup>。

こうした芸事との線引きは、「民踊」の指導法にも如実に見いだすことが可能だ。「民踊」の教則本は、一般に図解を示して踊りを視覚的にイメージしながら習得できるように作りとするのが一般的である。図解は多少の差があるものの、踊りの順序、その際の姿のイラスト、足取り、説明の四つの要素で構成される。一連の流れをもった踊りが、一から始まる数字に分解された個々の要素の集積として提示され、踊り手は一つ一つの動きを、数字の順に従って習得する。それゆえここで身体の動きを規定する指導法は同じように個別の動きに分解して習得させる「体操」と、原理的には等しい。そこに芸事としての踊りとの差異が生じ、境界線が引かれる余地が出てくることになる。

社会体育振興員として山北だけでなく、岩船郡全体で「民踊」の指導

にあたった鈴木敏夫によれば、講習会での振り付けはそれまでのものを機能化して、極端にいえばラジオ体操のようなものであったという。日本舞踊では当然求められる踊りのしなを作るようなことをせず、体育化された動きが「民踊」では目指されたと鈴木は続ける。山北村最初の社会体育推進委員を務めた本間祥子も、「一つではいい、二つではいい」と間を取りながら、体操のような感じで「民踊」の指導を行ったという。前章で述べたような「民踊」を体操として楽しみ、身体の「解放」と受け止める回想は、こうした指導法自体の一つには起因するものであることは間違いない。さらにしなをつけたあでやかな座敷踊りといった非日常的な要素を排除する方向は、踊りの際の服装にも表出された。女性であればブラウスにズボンといった格好、足元は運動靴、それがなければ裸足といった具合で、あくまでも日常性と連続するよう、「民踊」の講習の場は組み立てられていた。

芸事での踊りとの差異の強調は、女性を「玄人」と「素人」とに二分する男性の立場から見た性的規範意識に根差し、さらにそれを再生産する役割を結果として果たす。レクリエーションとしての「民踊」に求められる健全さは、いわば「素人」としての女性に付与されるべき属性であり、その意味で性差をめぐる政治的力学の問題として位置付けなければならぬ。

### (3) 性別役割規範の意識化への回路

「民踊」も含め、レクリエーションにはどのような性差の力学が作用しているのか、ふたたび新潟県の『社会教育資料』に目を戻すことにしたい。ここでは「女子は男子と異なり、母となるべき機能を具え、心身の構造及び感情等も男子と著しい差異がある」と、性差が身体上の差異、とくに出産の機能を持ち出して強調されている。そのうえで女性にふさ

わしいレクリエーション種目を選択する際の注意が、「興味にひかれて過度にならないこと」「常に女性らしき誇りと嗜みを忘れないこと」等、なされる。女性の身体の動きには「過度」に流れず「中庸」を保持することが期待され、さらに女性としての「嗜み」も求められる。その結果、先に触れた「郷土民踊、舞踊、軽スポーツ、フォークダンス、スクエアダンス、ゲーム、自然探求」といった種目が推奨されるわけである〔新潟県社会教育課一九五〇―一一―二二〕。いずれもが身体の動きに激しいダイナミズムが欠けることで共通し、男性らしさと結びついた身体の動きを持つイメージとの差異は明らかだ。身体的機能の差異を根拠とした「女性らしさ」が前提とされ、体育やレクリエーションの場面での身体の動きを通じて、性差が意識化、再生産されてゆく。

加えて女性とレクリエーションについての言説は、家庭を一つの焦点として構成されていることに注意したい。『社会教育資料』は「婦人の自覚と工夫によって」「一家団樂の中心となり豊かな家庭を築きあげてゆかなければならぬ」とし、「楽しい理想の家庭は先づ明るい女性の力で築きあげましょう。健全なるレクリエーションを行って新しい生活の設計をたてましょう」と呼びかける。そして具体的には「レクリエーションを出来るだけ家庭内にとり入れ一家団樂の機会を作ること」を要請する。〔云々〕までもなく家庭は生活の本拠でなければならぬという立場が自明視され、その上でレクリエーションを通じて家庭の団樂を演出するよう、女性への期待が寄せられる〔新潟県社会教育課一九五〇―一一―二二〕。気をつけたいのは、ここで暗黙の前提となっているのが、成人した女性は結婚を通じて家庭を形成し、主婦としての役割を果たすのが平均的ライフコースとされている点だ。その前提のもとに女性とレクリエーションについての先に挙げたような言説は展開されているといわねばなるまい。特定のライフ・コースを自明視し、それ以外を暗々

裡に排除することによって、結果として女性としての性別役割規範が強化され、性差の意識化とその固定化はよりいっそう、徹底されるに至る。

レクリエーションと性差の問題とは一見、無関係に見える。だが実際には性差に根差した力学が作用しており、「民踊」は女性にふさわしい種目の一つとして位置付けられていた。踊りは一方で「芸事」というカテゴリーに入るものであり、それは女性を玄人／素人と二分する男性の側の性的規範意識からいえば、レクリエーションとしての「民踊」と混同してはならない性格のものであった。それゆえ「民踊」では「芸事」との差異化がさまざまな形で図られることとなった。さらにレクリエーションにおける性差の力学は、家庭を一つの焦点とする言説と結び付いて、女性に「主婦」役割という形で性別役割規範を受容させる方向へと、作用するに至ったとまとめることができる。

## 五 最後に

あらためて本稿の論点を最後にまとめておきたい。

戦後、公民館活動は社会教育の一つの中心ともいべき位置を占め、社会体育、レクリエーションの振興が図られることとなった。民謡は「伝統芸能」という脈絡ではなく、新たにレクリエーションとして位置付けられ、踊りという行為を通じて「民主主義」を具体化すべく、身体へ視線が向けられることになった。そこでの実践を見ると、たとえば踊りの場面は伴奏音楽や舞台装置を通じて「雰囲気としての民主主義」を感覚的に訴えかけ、生理的次元に働きかけるものであった。また踊りへの参加形態、参加資格は「平等性」の原理に即し、従来の「封建的」なありかたとの差異化が図られ、「民主的」な身体性を構築するべく試み

がなされた。

「民踊」の担い手は主に青年団、婦人会であり、特に後者の比重が昭和三〇年代以降、高まることになる。踊りを通じた参加者相互の開かれた社会的関係性の構築が目標とされた一方、行政サイドが意図することのなかった過重な農作業からの「解放」、具体的には「体操」として「民踊」が受け手には受容されたことに注意しておきたい。踊りの場が表出する「雰囲気としての民主主義」は、同時に身体解放感をも呼び起こすものであり、「体操」としての受容はそうした脈絡から理解される。

ここで看過しえないのは、レクリエーションには性差に根差した力学が作用しているという点だ。「民踊」は「女性らしさ」と結び付く種目とされる一方、「玄人」女性が関与する「芸事」としての踊りとの差異化の網が幾重にも張りめぐらされた。それは一面では素人／玄人と、女性を二分する男性の側の性的規範意識に根ざし、さらにそれを再生産するものであった。さらに女性に「主婦」役割という形で性別役割規範を意識化させる方向で、レクリエーションをめぐる言説は構成されている事にも目を向けておきたい。

「民踊」、さらに敷衍してレクリエーションは、戦後社会にあって「封建的」とされる戦前の社会からの転換を目指す方向で展開された。それは身体を通して「民主化」を目指す営みとして、端的にまとめることが可能だ。それゆえ「民踊」は同時に身体「解放」という側面をも持ちえた。だが反面、女性にとって性別役割規範を固定化する回路の一つとして機能していたということも、忘れてはならない。上野千鶴子は「女性にとって〈近代〉や〈脱近代〉が抑圧的なのか解放的なのかも一義的には決しがたくなっている」〔上野 一九九四 一四二〕と述べているが、同様のことは「民踊」そしてレクリエーション全般の位置付けに



についても該当する。「民主化」をめぐる、そして性差をめぐる政治的力学が重層的に作用している磁場の一つとして「民謡」は把握されなければならぬ。

- (1) 昭和二五(一九五〇)年に結成された日本民謡協会の発起人の一人には西角井正慶の名前が見え、顧問には柳田国男が迎えられている。だが昭和三〇(一九六〇)年の臨時総会での役員の改選は、「協会を民謡の研究団体として発足させてきた学究的民謡人は、一部を除いて殆ど追放され、役員の殆どは民謡の実技者及び愛好者で占められるという大変革」へと帰結した(日本民謡協会一九八〇—一〇三)。こうした二つの立場の間での違い自体は「民謡」がマス・メディアの波に乗ると同時に、研究すべき対象として認識されるようになった大正時代から内包されていたものと思われる。だがことあらためて対立が表面化し、問題となったのが戦後の時点であったことをこの事態は告げている。ブームとなって大衆化した民謡への研究者の冷やかな視線は、こうした事態の延長線上に位置付けられるということもできるかもしれない。
- (2) 「現代社会と民謡」と題する論稿で小島美子は民謡が過去形のものとなつてゆく過程の原因として、農林業の機械化、大都市への人口集中による村落共同体の人間関係の破壊といった点を挙げる(小島一九九一—二〇)。民謡の「現在」を取り上げたいという姿勢がここにはあるものの、結局は「滅びゆく民謡」という、民謡研究の嚆矢から見られる言説を補強するもの以上とはなっていない。
- (3) 以下、民謡についての語法であるが、歌と踊りとをそれぞれ区別して使用している場合、歌に重点を置いたものを括弧書きで「民謡」、踊りに重点を置いたものを「民踊」とし、両者を区分せずに一般的に民謡を指す場合はたんに民謡と表記する。
- (4) ただし赤松の場合は、民謡を近世から近代の動態の中で位置付けようとしている点、他の論者と一線を画したものと見なければならぬ。柳田の民謡研究の視点については小野寺節子(小野寺一九九八)、永池健二(永池一九八〇)等の論考を参照のこと。
- (5) 山北町での民謡に関しては、新潟県教育委員会(新潟県教育委員会一九八六)および地元の郷土史家による報告書(加藤一九九〇)がある。また山北の田小切りの歌の変容について、飯島みほ(飯島一九九四)の論文も上梓されている。岩船郡全体では、戦前の時点ですでに『高志路』誌上での報告(渡辺一九四〇)がある。
- (6) 公民館の構想は、戦後社会教育の新しい方向を模索する中から、市町村に社会教育の新しい総合的な施設を作ろうという考え方から打ち出された。公的には昭和二一(一九四六)年の文部次官通牒「公民館の設置運営について」にはじまる。その翌年の教育基本法第七条第二項に公民館の規定が設けられ、初めて法的根拠が示された。そして二四(一九四九)年の社会教育法制定によって法的に制度化されるに至った(小林一九八六三—二五)。
- (7) アメリカ軍政部による公民館設置率向上への圧力については、当事者である増井梯三郎の回想がある(増井一九六一—七一)。ちなみにアメリカ軍政部は昭和二三(一九五七)年度には社会教育課長以下三名を追放し、新たに女性の高橋ハナが成人教育係長に登用された。高橋の回想(高橋一九九二)も参照のこと。
- (8) 社会体育とレクリエーションの関係であるが、この当時の見解を見

ると、広義のレクリエーションのうち肉体的レクリエーションの部分を社会体育とみてよい〔柳田 一九五二〕あるいは身体運動を中心にしたレクリエーションが社会体育の主要な内容である〔西田 一九五〇〕といったように、多様なレクリエーション活動の中でも身体運動を伴うものを社会体育の具体的内容として理解するものが一般的であった。なお、社会体育の変遷を法的な側面から時代区分をしているのが菅原禮である。菅原は昭和二一（一九四六）年一月に社会体育が文部省の所管となつてから昭和二四（一九四九）年、社会教育法が制定されるまで、次いでその後、昭和三六（一九五二）年にスポーツ振興法が制定するまで、さらにそれ以後と大きく三つの時代として把握する〔菅原 一九七七三〇〕。

- (9) この点において、時として日本の「民踊」は批判の対象となつた。昭和二五（一九五〇）年の日本フォークダンス協会総会への三笠宮崇仁のメッセージはその典型的なものだ。三笠宮は「日本在来のフォークダンスには欧米のそれのごとく（中略）共同動作や組織化が極めて消極的であります。（中略）ことに社交ということにいたってはまったく考えられておりません」とした〔日本レクリエーション協会 一九六六六七〕。また盆踊りが一人踊りでなんとなく男女の群れが集つて輪になつてゐるのに対して、他国のフォークダンスはほとんどが男女、カップルで踊り、そうした点にも日本の非社交性が現れているという批判もある〔レクリエーション研究会 一九五二一七〕。

- (10) 占領期の「女性解放」についての総論として天野正子の論文〔天野 一九九五〕がある。なお、倉敷伸子の指摘は本稿の観点から興味深いものである。倉敷伸子は占領期の地域女性の「民主化」の内実を捕らえる場合、二つの異なる評価が並立するという。一つは戦後の「民主化」という概念が一般の地域女性たちの主体的関心を得るものでは

なかつたという評価。今一つは、「民主化」教育の場に満ちていた「いそいそ」とした雰囲気、というものである〔倉敷 一九九六二七五〕。倉敷が後者に対して「雰囲気」という語を使用していることは重要である。それは「民主化」を対象化する場合、明確な理念なり思想といった形で意識化された次元だけではなく、それ以外の側面からのアプローチもありうることを示唆するからである。福田アジオは民俗学にとって「政治権力の行使が政治過程として展開するとき、それが個別地域の人々の生活の中で伝承されてきた民俗にどのように関係するか、あるいは地域の民俗が政治過程にどのような特質を与えたかを考えることに意味がある」（福田 一九八八 二七）と述べる。本稿で扱う問いも、民俗学がどのような形で政治を論じるのか、という問題意識に根差したものである。

- (11) 山北村は昭和四〇（一九六五）年に町制移行し、山北町へと名称変更した。

- (12) 新潟県での公民館の設置率の急上昇は「看板公民館の乱立」という批判を招いたことも、一面の事実である〔増井 一九六一七二〕。山北の場合でも、旧五か村に設置された各支館には主事が一名ずつ、配置されたが、各集落ごとの分館では全体の五八・九パーセントに、一名の運営委員も配置されてはいない。とはいへ逆にいえば、半数近くの集落公民館には運営委員がいたということで、かなりこまやかに公民館組織が編み上げられていたとみるべきであろう。

- (13) 『館報』の名称は、創刊号から昭和三一（一九五六）年刊第一五号まで『山北村公民館報』、翌三二年の第一六号から『公民館報さんばく』へと名称変更している。創刊当初は不定期刊行であったが、第九号から月刊となつた。

- (14) 戦後二〇年間の婦人教育史を三井為友らは、大きく三分する。昭和

三〇年代はその分類からは、婦人の学習が次第に組織的な婦人学級という形に発展し、その最盛期を迎えた第二期、その活動の一方で運営の困難さが増し、おびただしいグループやサークルが発生するようになった第三期に該当する〔三井他一九六七四六〕。とはいえ、「民踊」はこうした時期区分とは無関係にレクリエーションとして広く親しまれたといえる。

- (15) 農村女性の労働量は、たとえば生活時間や家族の役割分担といった観点からしばしば調査の対象とされた。調査主体も新潟県でいえば県農林部が直接、調査にあたるだけではなく、たとえば県農業試験場〔新潟県農業試験場 一九七二〕、新潟県農業技術課〔新潟県農業技術課 一九六四〕等、他方面の部署が関与している。労働という脈絡のもとで、農村女性の身体への視線が各方面から立ち上がったのが、この時代の一つの特質といえるかもしれない。しかしそうした視線を横断し、あるいは統合しようとする試みはほとんどなかったというのが実情に近いのではないか。

- (16) 戦前における「民踊」と農民体操との関連について、一言注記しておく。昭和一五年（一九四〇）年、国民体力法が制定された。これは厚生省が未成年男子の結核等による死亡を防ぎ、体力向上を目指すもので〔厚生省五十年史編集委員会 一九八八 四四四〕、具体的に何らかの形で体操の奨励を図るものではなかった。むしろこうした問題に関心を寄せたのは文部省であった。文部省体育研究所技師の吉田章信は『家の光』誌上に寄せた一文で、農作業は運動生理の側面から見て、質的にはきわめて不完全だとし、健全な娯楽としてスポーツを奨励する。具体的な種目として遠足登山、剣道柔道等に加え、「舞踊」がそこで挙げられた〔吉田 一九二九 九三〕。吉田の文章が掲載された昭和四（一九二九）年には、文部省体育研究所の趣旨に賛同し、

和歌山県、高知県で「国民体育上の参考」として「全国民衆踊りの調査」が行われたことを同年九月号の『家の光』「地方だより」記事は伝えている。しかし、その成果がどのように利用されたかは不明である。なお、戦後の農村医学の動向については、本文で示した若月の著作以外に『日本科学技術史大系』が関係資料を収録している（日本科学史学会 一九六七）。

- (17) こうした受容が可能となった背景として、ひとつ押さえておきたいのは踊りも含め、広く芸能の継承という問題である。「民踊」の主たる担い手であった当時の青年層および嫁の世代は、戦争の影響等によって山北にあった烏さし舞や大黒舞を習得する機会を逸した世代であり、踊りに通暁したその上の世代とは断絶がある。そうした芸能の習得の空白部分を充当するかのようになり、戦後の「民踊」は波及したとも考えられる。

- (18) 昭和四一（一九六六）年時点での山北での青年団の加入率は男女あわせて三三・八パーセントに過ぎない。町内在住の一五歳から二五歳の男性を見ると、総数の三八・〇パーセントが出稼ぎに出、農業後継者としての青少年はわずかに一〇名程度といった状況が、その背景にはある（山北地区農業改良普及所 一九六九）。

- (19) 日本フォークダンス連盟の日本民謡部門、全日本民謡連盟に関連する民謡団体の加入者をみると、男女別では男性二二パーセント、女性八八パーセント、年齢では三〇歳までが二四パーセント、三一歳以上が七〇パーセントで、平均年齢は四一歳となる（日本フォークダンス連盟 一九七一一六二）。調査年次は明示されていないが、この本の刊行年である昭和四六年前後の状況を示すものとみてよいだろう。なお、このデータで年齢別比率の総計が百パーセントになっていない理由は不明であるが、いずれにせよ「民踊」の担い手の大半が既婚の女

性層であることが、ここからもうかがえよう。

(20) そうした拮抗関係の一例として新潟県の代表的新民謡、十日町小唄での場合を挙げたい。昭和三〇年頃、十日町市教育委員会が、従来の踊りをベースにして体育的な要素を取り入れ、集団で踊ることができ、踊りに振り付けして、婦人会や青年団に教えて好評を博した。それに対して従来の正調の踊りを保存する立場からクレームがつけられ、問題となったという〔十日町市観光協会 一九九一 七三三〕。本文での場合とは逆に芸事の側からレクリエーションとしての「民踊」への反発を示すものとして位置づけられよう。なお、「民踊」と新民謡との関連については、本稿では触れえなかった。新民謡に関しては小島美子の論稿〔小島 一九七〇〕を参照のこと。

(21) 文部省の『社会体育指導要項』には「女子が二十歳を過ぎると静的なものを好み十七・八歳までの活発な運動を好むのと異なる」〔文部省 一九五一 一一六〕とある。成人に達するか否かを基準とし、成人期以降の女性には「静的」という「女性らしさ」が身体を通じて体现されるのだが、ここでは自明視されている。

(22) これは戦後農村における「主婦」役割意識の波及の問題とも関連することはいうまでもない。この点については拙稿〔矢野 一九九六〕を参照されたい。

(23) 安永壽延は、戦後の「うたごえ運動」の興隆という時代背景の下に、民謡の意義を次のように述べる。「新しい民衆詩、民衆歌曲は、常にそれぞれの時代の民衆生活の、いきいきとした真実の言葉によって簡潔に綴られてきた民謡の伝統、つまり新しい国民語への発展の可能性を秘める美しい言葉の閃きや、そのモチーフ、リズムの呼吸、土の匂いに根ざした民族の体臭といったもの、そしてさいごにその最も重要なもの、すなわちその創造方法を現在の労働者、農民のたたかいの場

において継承し、発展させることによってしか生まれてきはしない」〔安永 一九五六 一〇〕。本稿では触れることができなかったが、民謡の政治力学を論じるにあたっては、うたごえ運動をも視野に入れたうえで、戦後の社会運動の中での位置付けも不可欠となつてこよう。

引用文献一覧

- 赤松啓介 一九九四 『民謡・猥歌の民俗学』  
 浅野健二 一九六〇 『日本の民謡』  
 天野正子 一九九五 『解放』された女性たち―『男女の五五年度体制』へ―『戦後日本 占領と戦後改革 第3巻』  
 飯島みほ 一九九四 『作業歌の変容―新潟県岩船郡山北町の田小切歌を事例として』『日本歌謡研究』第三四号  
 上野千鶴子 一九九四 『近代家族の成立と終焉』  
 江刺正吾 一九九二 『女性スポーツの社会学』  
 小野寺節子 一九九八 「ことば・歌・民謡、そして音楽―柳田国男の民謡論と楽曲記述について―」柳田国男研究会編『柳田国男・ことばと郷土』  
 加藤倉三 一九九〇 『山北町童歌民謡等控』（私家版）  
 川村清志 一九九八 「民謡研究の周辺―民謡の近代に関する予備的考察―『日本民俗学』二二三」  
 木村直恵 一九九八 『〈青年〉の誕生 明治日本における政治的実践の転換』  
 倉敷伸子 一九九六 「地域婦人団体の女性『民主化』教育―性差と『民主化』をめぐる一考察」『年報・日本現代史』第2号  
 倉田喜弘 一九七九 『日本レコード文化史』  
 郡司正勝 一九八〇 「民謡と踊り」『國文学 解釈と教材の研究』

## 二五巻八号

- 厚生省五十年史編集委員会 一九八八 『厚生省五十年史(記述編)』  
 小島美子 一九九一 「現代社会と民謡」藤井知昭他編『民俗音楽叢書  
 10 現代と音楽』  
 一九七〇 「新民謡運動の音楽史的意義」『演劇学』第十一号  
 小林文人 一九八六 「解説戦後公民館通史」小林他編『公民館通史資  
 料集成』  
 桜井雅人 一九八〇 「民謡と民俗性」『一橋論叢』第八三巻第四号  
 笹原亮二 一九九三 「民俗芸能大会というもの―演じる人々・観る人々」  
 民俗芸能研究会の会／第一民俗芸能学会編『課題としての民俗芸能研究』  
 山北地区農業改良普及所 一九六九 『山北町の農業、生活の現況と問  
 題点』  
 菅原禮 一九七七 「現代社会と社会体育」菅原他編『現代社会体育論』  
 須藤豊彦 一九七八 「民謡」上野和男他編『民俗研究ハンドブック』  
 藺田碩哉 一九九四 「余暇生活の歴史(2)、(3)」藺田他編『余暇生  
 活論』  
 高橋ハナ 一九九一 「占領下における地域婦人団体の発足―新潟県の  
 事例を中心として」婦人教育のあゆみ研究会『自分史としての婦人教  
 育』  
 竹内誠 一九八一 『民謡 その発生と変遷』  
 十日町市観光協会 一九九一 『十日町小唄物語』  
 永池健二 一九八〇 『流行唄』の発生について―柳田国男の民謡論  
 を手掛かりとして』『日本歌謡研究』第十九号  
 日本科学史学会 一九六七 『日本科学技術史大系25』  
 中原ゆかり 一九九七 『奄美の「シマの歌」』  
 中山義夫 一九五五 『日本の民謡』

西田泰介 一九五〇 「体育とレクリエーション」宮原誠一編『社会教  
 育』

- 新潟県教育委員会 一九八六 『新潟県の民謡―民謡緊急調査報告書』  
 新潟県教育庁社会教育課 一九五〇 『社会教育資料第四集』  
 新潟県教育百年史編さん委員会 一九七六 『新潟県教育百年史昭和後  
 期編』  
 新潟県社会体育指導者連盟 一九五三 『郷土民謡の手びき』  
 新潟県農業試験場 一九七二 『近代化にともなう農村婦人労働の質的  
 解明』  
 新潟県農業技術課 一九六四 『農家の主婦の生活時間調査のまとめ』  
 新潟県民謡協会 一九九二 『新潟県民謡誌』  
 新潟市民謡連盟 一九八五 『新潟市民謡連盟三十年のあゆみ』  
 日本フォークダンス連盟 一九七一 『世界と日本のフォークダンス』  
 日本民謡協会 一九八〇 『日本民謡協会史』  
 日本レクリエーション協会 一九六六 『日本レクリエーション協会二  
 〇年史』  
 福田アジオ 一九八八 「政治と民俗 民俗学の反省」桜井徳太郎編  
 『日本民俗の伝統と創造』  
 藤本祐次郎 一九五八 『日本民謡とフォークダンス』  
 増井梯三郎 一九六一 「社会教育十五年の回想」新潟県公民館誌編集  
 委員会編『新潟県公民館誌』  
 町田嘉章・浅野健二 一九六〇 『日本民謡集』  
 三隅治雄 一九八〇 「民謡研究の今日と明日」『國文学 解釈と教材  
 の研究』二五巻八号  
 三井為友他 一九六六 「戦後婦人教育史」『日本の社会教育第二集』  
 三橋修 一九八二 『翔べない身体―身体性の社会学』

- 文部省 一九五一 『社会体育指導要項』  
一九五三 『青年の体育・レクリエーション指導の手引』  
文部省社会教育局 一九五四 『社会教育の方法』  
安永壽延 一九五六 『日本の民謡』  
柳田亨 一九五一 『社会体育』  
柳田国男 一九六九 a 『民謡覚書』『定本柳田国男集第十七卷』  
一九六九 b 『民謡の今と昔』『定本柳田国男集第十七卷』  
矢野敬一 一九九六 「調理の習得過程の戦後―「主婦」役割とその波及」『静岡大学教育学部研究報告（人文・社会科学篇）』第四七号  
吉田章信 一九二九 「労働する者にはスポーツは必要ではないか 農村青年に奨めるスポーツの種類」『家の光』昭和四年七月号  
レクリエーション研究会 一九五二 『健康な歌とおどり』  
若月俊一 一九七一 『村で病気とたたかう』  
渡辺行一 一九四〇 「稿本岩船郡民謡集（二）」『高志路』第六卷第九号